

議案第91号

社会福祉事業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

次のとおり社会福祉事業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を設定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年12月19日

三朝町長 吉田 秀光

平成12年12月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

社会福祉事業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

次の表の条例名の欄に掲げる条例の同表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

条例名	条 項	改正前	改正後
三朝町税条例(昭和45年三朝町条例第18号)	平成元年三朝町条例第27号附則第2条第2項	社会福祉事業法	社会福祉法
		第72条第2項	第111条第2項
三朝町社会福祉法人の助成に関する条例(昭和51年三朝町条例第23号)	第1条	社会福祉事業法	社会福祉法
		第56条第1項	第58条第1項
三朝町心配ごと相談事業の補助に関する条例(昭和37年三朝町条例第14号)	第1条	社会福祉事業法	社会福祉法
		第56条第1項	第58条第1項
三朝町営住宅設置及び管理に関する条例(平成9年三朝町条例第25号)	第39条第1項	社会福祉事業法	社会福祉法

附 則

三朝町条例第2号

この条例は、公布の日から施行する。

三朝町条例第2号(昭和23年)第1条の改正は、昭和23年5月1日より、本議会の議決がある。

平成13年12月18日

三朝町長 吉田 秀 光

平成13年12月25日 三朝町議会議決

三朝町議会議決

三朝町条例第2号

三朝町条例第2号(昭和23年)第1条の改正は、昭和23年5月1日より、本議会の議決がある。

改正後	改正前	条 項	条 例 名
三朝町条例第2号	三朝町条例第2号	第1条	三朝町条例第2号(昭和23年)第1条
第111条第2項	第111条第2項	第2条第2項	三朝町条例第2号(昭和23年)第2条第2項
三朝町条例第2号	三朝町条例第2号	第1条	三朝町条例第2号(昭和23年)第1条
第28条第1項	第28条第1項	第1条	三朝町条例第2号(昭和23年)第1条
三朝町条例第2号	三朝町条例第2号	第1条	三朝町条例第2号(昭和23年)第1条
第28条第1項	第28条第1項	第1条	三朝町条例第2号(昭和23年)第1条
三朝町条例第2号	三朝町条例第2号	第30条第1項	三朝町条例第2号(昭和23年)第30条第1項